



発行 東京都

目次

規則

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則..... (福祉保健局医療政策部医療人材課.....)

○東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則..... (福祉保健局障害者施策推進部計画課.....)

告示

○令和三年年度が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画..... (環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課.....)

○道路の区域変更..... (建設局道路管理部路政課.....)

公告

○建設業者に関する公告 (二件)..... (都市整備局市街地建築部建設業課.....)

規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十六号

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則 (昭和六十一年東京都規則第百十六号) の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表)中

「本人氏名 (自署)」を「」に改め、同様式(裏)中

「本人氏名 (自署)」を「」に改め、

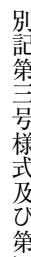
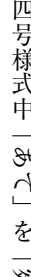

を

「本人氏名 (自署)」を「」に改め、



「本人氏名 (自署)」を「」に改め、


に改める。

「本人氏名 (自署)」を「」に改め、

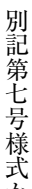
別記第三号様式及び第四号様式中「」を「」に改め、「」を削る。


別記第五号様式中

「」を「」に改め、

別記第六号様式中「」を「」に改め、「」を削る。

別記第七号様式から第十号様式まで、第十四号様式(表)、第十五号様式及び第十七号様式

中「」を削る。

別記第十八号様式から第二十号様式までの規定中「」を「」に改め、「」を削る。

別記第二十一号様式(表)中

〔(白署)〕

ふりがな  
氏名  
郵便番号  
住所  
電話  
電話(住宅)  
電話(携帯)

を

親権者又は後見人  
(白署)  
ふりがな  
氏名  
郵便番号  
住所  
電話  
電話(住宅)  
電話(携帯)

〔(白署)〕

ふりがな  
氏名  
郵便番号  
住所  
電話  
電話(住宅)  
電話(携帯)

に改める。

親権者又は後見人  
(白署)  
ふりがな  
氏名  
郵便番号  
住所  
電話  
電話(住宅)  
電話(携帯)

別記第二十三号様式中「㉔」を削る。

別記第二十四号様式中「㉕」を削る。

別記第二十五号様式(表中「㉖」)を削る。

別記第二十六号様式中「㉗」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第三号様式から第十号様式まで、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式から第二十一号様式まで及び第二十三号様式から第二十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十四日

●東京都規則第四十七号

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則(平成十九年東京都規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第四号様式中「㉔」を削る。

別記第五号様式中「㉕」を削る。

別記第九号様式中「㉖」を削る。

別記第十号様式から第十二号様式までの規定中「㉗」を削る。

別記第十三号様式中「㉘」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則別記第二号様式、第四号様式、第五号様式及び第九号様式から第十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百五十五号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和三年度の受入計画を次のとおり定める。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

東京都知事 小 池 百合子

三 受入量 年量九〇、〇〇〇トン  
四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人

(二) (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者

(三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者

五 処分方法 埋立処分

六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者

七 搬入者の遵守事項

(一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。

(二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。

(三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講じること。

(四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。

(五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。

(六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受 入 基 準	
		個 別 基 準	共 通 基 準
汚 泥 燃 え 殻	中央 防波堤 外側埋 立 処 分 場	無機性汚泥(建設汚泥を除く。)に限る。 含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの 熱しやく減量10パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)第1条に規定する基準に適合するもの
		(1) 乾式にあっては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあっては、含水率85パーセント以下のもの	
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	は 新 海 面 処 分 場	中空の状態でないものであって、破砕処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと(廃石綿等を除く)。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2に規定する農薬 (3) 油分(汚泥は、個別基準による。) (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
鉦 さ い		中空の状態でないものであって、破砕、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。	
金 属 く ず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		(1) 中空の状態でないものであって、破砕、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの	
ゴ ム く ず	再 生 利 用 で き な い も の に 限 る。		

- 注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。  
 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号トに定めるものをいう。  
 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重にこん包すること。  
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。  
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等(がれき類)は、搬入できない。  
 5 感染性医療廃棄物等(非感染性に処理した物を含む。)は、搬入できない。

●東京都告示第三百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。





令和三年三月二十四日

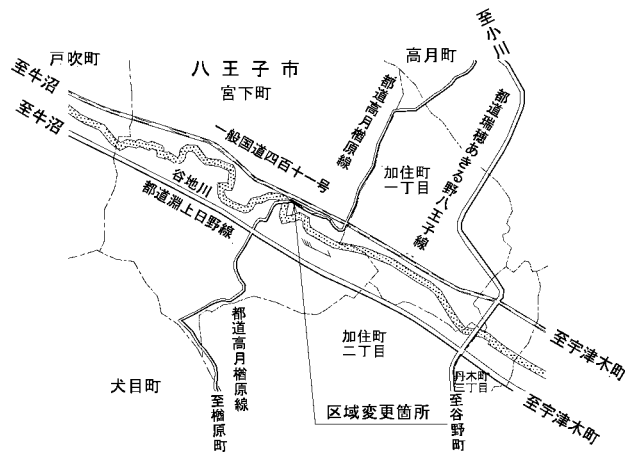
東京都知事 小 池 百合子

- 一 (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 四百十一号
- (三) 変更の区間 八王子市宮下町三十九番二地先から同所四十一番一地先まで
- (四) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二 (一) 道路の種類 都道
- (二) 路線名 高月橋原
- (三) 変更の区間 八王子市宮下町六十四番二地先から同所四十六番一地先まで
- (四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり
- 三 (一) 道路の種類 都道
- (二) 路線名 淵上日野
- (三) 変更の区間 八王子市宮下町三百十番二地先から同所三十九番二地先まで
- (四) 変更の概要 別図表示(3)のとおり

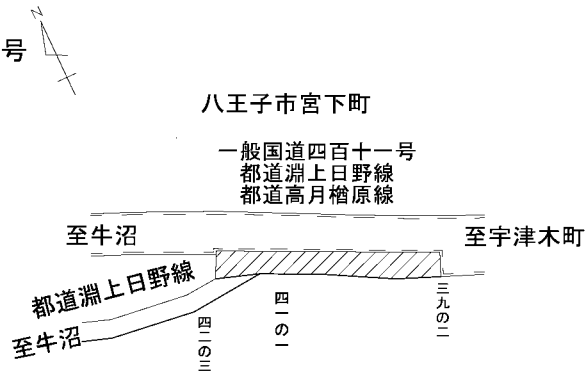
別図

一般国道四百一十一号  
都道淵上日野線 区域変更略図  
都道高月檜原線  
八王子市宮下町地内

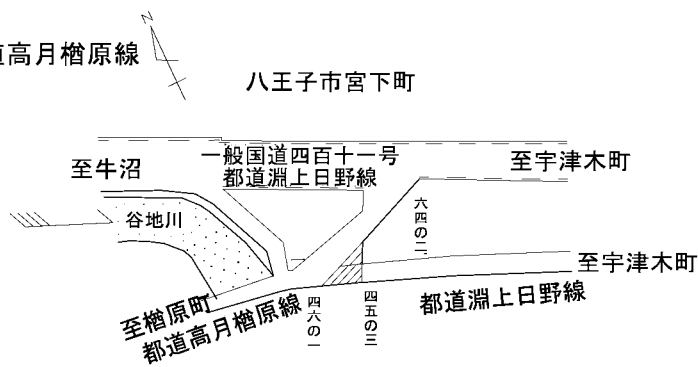
-  重用廃止区域  
 都道  
 一般国道
- (2) ① 都道高月檜原線 (都道淵上日野線との重用廃止)  
 延長 八・八〇メートル  
 面積 二二・二八平方メートル
  - (3) ① 都道淵上日野線 (一般国道四百一十一号との重用廃止)  
 延長 四五・六一メートル  
 面積 一五・三四平方メートル
  - (3) ② 都道淵上日野線 (都道高月檜原線との重用廃止)  
 延長 一三・七六メートル  
 面積 四〇・八一平方メートル
-  廃止区域
- (1) 一般国道四百一十一号  
 延長 四五・一五メートル  
 面積 二一八・八五平方メートル
  - (2) 都道高月檜原線  
 延長 六・六八メートル  
 面積 九・九三平方メートル
  - (3) 都道淵上日野線  
 延長 二五九・〇八メートル  
 面積 八一三・〇六平方メートル



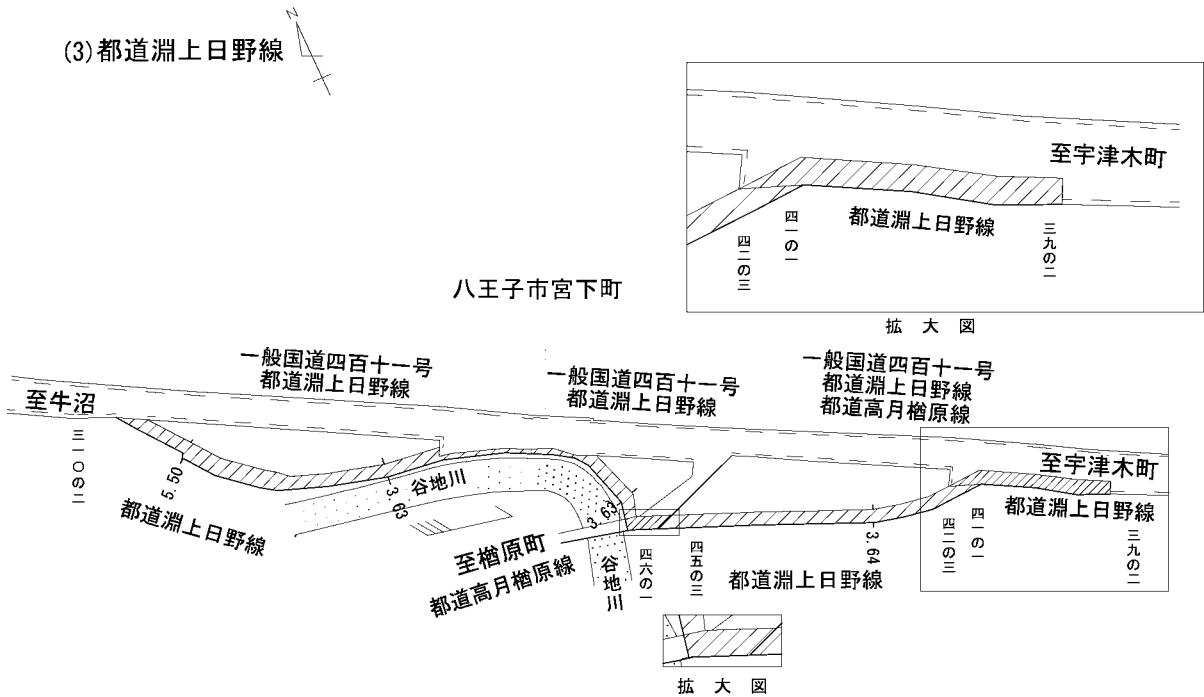
(1) 一般国道四百一十一号



(2) 都道高月檜原線



(3) 都道淵上日野線



公 告

建設業の許可の取消処分のお知らせ

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和三年三月十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社山玉

豊島区北大塚一丁目十四番地七号

知見 章

東京都知事許可（般一三十）第一四九五七三号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告す

る。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

令和三年三月十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社熊谷

東京都江東区北砂六丁目二十四番十一号

熊谷 淳

東京都知事許可（般一〇一）第一三二六六一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施行、施行の瑕疵かしに基づく修繕工事の施行等を除く。）

(二) 期間

令和三年三月二十五日から同月二十七日までの三日

間

四 処分の原因となった事実

株式会社熊谷及び同社職長は、千葉県四街道市内の民間工事において、平成三十年五月十四日、鉄骨のつり上げ作業を行うにあたり、他の法人から派遣された、法定の資格を有しない労働者を、つり上げ荷重一トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務に就かせた。

以上のことが、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第一項及び労働安全衛生規則（昭

和四十七年政令第三百十八号）第四十一条に違反し、株式会社熊谷及び同社職長が罰金刑に処せられた。  
このことが、法第二十八条第一項第三号及び同条第三項に該当する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

